

市が設置・管理するから安心です。

# 市町村設置型制度のあらまし



浄化槽は、個人のお宅ごとに設置するものですが、みやま市では浄化槽の設置からその後の維持管理までを市が主体となって行う「市町村設置型」の地域があり、個人負担も少なく安心して設置いただけます。

## 本体設置工事は市が実施します

### 本体設置費に対する分担金が必要です

この分担金（個人負担）は、設置工事完了後に納付書によってみやま市に納めていただきます。

人槽区分	分担金
5人槽から 10人槽	本体設置費又は国庫補助基準額の10分の1.0
11人槽から 25人槽	本体設置費又は国庫補助基準額の10分の1.5
26人槽から 50人槽	本体設置費又は国庫補助基準額の10分の2.0
51人槽から100人槽	本体設置費又は国庫補助基準額の10分の3.0

前記の分担金のほかに、自然的な条件等で本体設置費が、国庫補助基準額を超えた場合は、その差額の1/2を増嵩経費負担金として、納めていただきます。

### 浄化槽本体設置費以外の工事費の負担

本体設置費以外の次の費用は、補助対象から除外されますので、全額個人の負担となります。

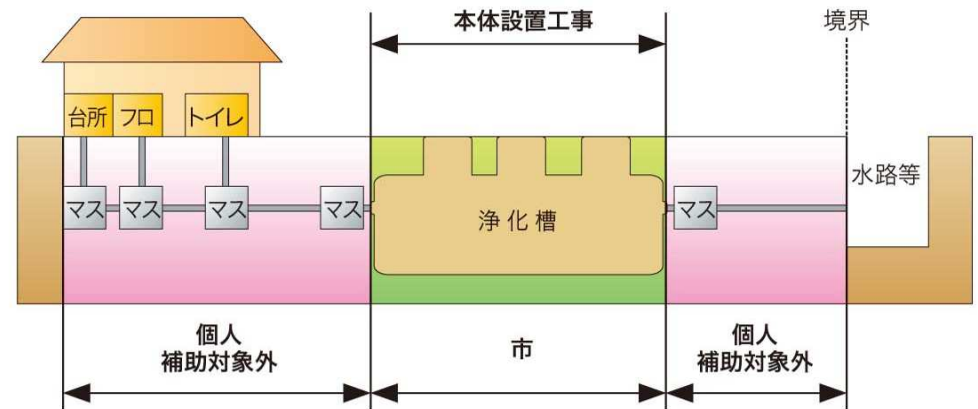
#### ●支障物件の撤去、移転、復旧費等

浄化槽の設置予定地にある庭木、家屋、塀、庭石、水道管、コンクリート、その他支障となる物件等の撤去、移転及び復旧等の費用は全額個人の負担となります。

#### ●付帯工事費等

水洗化のための水洗便器購入費、トイレの改造、水道工事、流入流出の配管工事、放流ポンプ、配線工事、水道料及び電気料、浄化槽の上を駐車場として利用するための補強工事等の費用は、全額個人の負担となります。

## 工事費の負担区分



## 維持管理も市の責任で行います

### 設置後の維持管理

浄化槽の設置後は、保守点検や清掃、法定検査等維持管理が法律で義務づけられます。これらの維持管理は市が専門業者に委託して行います。

### 維持管理費を使用料として徴収します

維持管理にかかる費用は、下の表のとおり使用者から月額使用料として、毎月、市に納めていただきます。

#### 浄化槽の維持管理にかかる費用（消費税別）

人槽区分	月額使用料（使用者負担額）
5人槽	4,000円
6人槽	4,500円
7人槽	5,000円
8人槽	5,500円
10人槽	6,000円
11人槽から50人槽まで	1人当たり700円を乗じて得た額
51人槽から100人槽までについては、別途積算する。	